

# 性暴力をなくすための 包括的性教育とは

渡辺 大輔

ユネスコなどの国際機関が2009年に発行した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では包括的性教育の学習内容として6つのキーコンセプトが立てられ、その中のトピックとして暴力も含まれていましたが、2018年に発行した改訂版では、「ジェンダーに基づく暴力」を内容に含む「ジェンダーの理解」と、「暴力」や「同意」を含む「暴力と安全確保」が新たにキーコンセプトとして立てられ、8つとなりました。国際的にみても、子どもたちのウェルビーイングを実現するための包括的性教育において、性に関する暴力を学習内容として位置付けることの重要性がより意識されるようになったということです。

包括的性教育とは、生殖や性的行動、リスク、病気の予防に関する内容だけではなく、相互の尊重と平等に基づく人間関係のような、ポジティブな側面を含む、私たちの性（セクシュアリティ）の生物学的、社会的、心理的、精神的、宗教的、政治的、法的、歴史的、倫理的、文化的側面を包括的に扱い、多様性を基本とし、人権的アプローチに基づいて、幼少期から継続的に学習を積み重ねていくプロセスのことです。人権的アプローチに基づく学習なので、「水着で隠れるところは他人に見せたり触らせたりしてはいけません」というような禁止のメッセージを送るものではなく、「誰もが、自らのからだに誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決める権利をもっている」ということの意味から出発します。もちろん何かを判断、決定するに先だって、自分のからだや関係性について十分に学習する権利が保障されなければなりません。ケアされる権利があることを知っておくことも重要です。

つまり、包括的性教育とは、自分（や他者）にはどのような権利があるのかを知り、その権利が保障されているか（自分が大切にされているか）を確認し、保障されていない場合は「保障して！」と意見表明し、社会を変化させていく力（市民性・シティズンシップ）を育てていくという、権利学習そのものなのです。



## PROFILE

わたなべだいすけ：埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授。博士（教育学）。当財団理事。専門はセクシュアリティ教育。（一社）“人間と性”教育研究協議会幹事。著書に『性の多様性ってなんだろう？（中学生の質問箱）』（平凡社、2018）、『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】』（共訳、明石書店、2020）、『実践 包括的性教育』（共著、エイデル研究所、2022）、『マンガカラフル Kids』（共著、子どもの未来社、2023）など。